

都道府県・政令指定都市名	09 静岡市
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局男女共同参画・人権政策課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	静岡市男女共同参画推進会議	
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	2003年4月23日	根拠: 静岡市男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	市長	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	静岡市男女共同参画審議会	
設 置 年 月 日 (西 暦)	2003年6月23日	
構 成 員	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2023 年 4 月 ~ 2031 年 3 月	
名 称	第4次静岡市男女共同参画行動計画	
改定・見直しの予定時期	2026年度	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	静岡市男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2003年4月1日
	施 行 日 (西 暦)	2003年4月1日
	最 終 改 正 日 (西 暦)	2015年4月1日
	改 正 内 容	組織機構の改正
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2023年4月1日	2:その他(西暦)
目 標 値	(西暦) 2030 年度まで	40 %	
根 拠	第4次静岡市男女共同参画行動計画		
目標設定の対象である審議会等の範囲	行政委員で構成されている審議会、地権者で構成されている審議会は、対象外としているが、それ以外の審議会は対象としている。		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(131)うち女性委員を含む審議会等数(116) 延総委員等数(1,577)延女性委員等数(476) 女性比率(30.2)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(123)うち女性委員を含む審議会等数(111) 延総委員等数(1,520)延女性委員等数(460) 女性比率(30.3)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(18)うち女性委員を含む審議会等数(16) 延総委員等数(482)延女性委員等数(127) 女性比率(26.3)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(6) 延総委員等数(47)延女性委員等数(14) 女性比率(29.8)
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	234 人 (2023 年 7 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1
		そ の 他	()

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日	2:その他(西暦)
管理職総数	(人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人) (B)=(D+F+H)	女性比率(%) (B/A)
		部局長相当職 (人) (C)	うち女性数(D) 女性比率(%) (D/C)
女性管理職の内訳			
本庁	計	次長相当職 (人) (E)	うち女性数(F) 女性比率(%) (F/E)
		課長相当職 (人) (G)	うち女性数(H) 女性比率(%) (H/G)
支庁・地方事務所等	計	次長相当職 (人) (E)	うち女性数(F) 女性比率(%) (F/E)
		課長相当職 (人) (G)	うち女性数(H) 女性比率(%) (H/G)
全体	計	次長相当職 (人) (E)	うち女性数(F) 女性比率(%) (F/E)
		課長相当職 (人) (G)	うち女性数(H) 女性比率(%) (H/G)
再掲	警察関係	次長相当職 (人) (E)	うち女性数(F) 女性比率(%) (F/E)
		課長相当職 (人) (G)	うち女性数(H) 女性比率(%) (H/G)
再掲	教育委員会	次長相当職 (人) (E)	うち女性数(F) 女性比率(%) (F/E)
		課長相当職 (人) (G)	うち女性数(H) 女性比率(%) (H/G)

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	238	37	15.5	307
	うち一般行政職	163	26	16.0	217	36	16.6
支庁・地方事務所等	計	215	80	37.2	332	135	40.7
	うち一般行政職	52	11	21.2	84	24	28.6
全体	計	453	117	25.8	639	188	29.4
	うち一般行政職	215	37	17.2	301	60	19.9
再掲	警察関係						
	教育委員会	215	37	17.2	301	60	19.9

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	35	6	17.1	39	10	25.6	57	14	24.6
	うち一般行政職	24	4	16.7	32	8	25.0	43	10	23.3
支庁・地方事務所等	計	19	2	10.5	27	7	25.9	37	14	37.8
	うち一般行政職	11	1	9.1	12	2	16.7	9	1	11.1
全体	計	54	8	14.8	66	17	25.8	94	28	29.8
	うち一般行政職	35	5	14.3	44	10	22.7	52	11	21.2
再掲	警察関係									
	教育委員会	2	0	0.0	1	0	0.0	2	1	50.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○					○	◎				
課長補佐相当職	○					○	◎				
係長相当職	○		○			○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	428	63	14.7
昇格試験	189	10	5.3

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	310	183	59.0
うち上級	156	85	54.5
うち一般行政職	112	57	50.9
うち上級	88	46	52.3
うち警察関係			
うち上級			

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<ul style="list-style-type: none"> 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	静岡市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	<p>第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の氏を改めることをいう。以下同じ。)をした後も引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性比率(%)	女性比率(%)		女性比率(%)	女性比率(%)
1071	49	4.6	85	1	1.2

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	静岡市女性会館		愛称・通称	アイセル21(複合施設の愛称)		
設置年月日(西暦)	1992年6月17日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：420-0865 住 所：静岡市葵区東草深町3-18 電話番号：054-248-7330 FAX番号：054-246-7833 ホームページ: https://aicel21.jp					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	6 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	13 人	予算額	2023年度 109,994 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： 情報誌の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 各種講座の開催) ○ 3. 相談事業(主な事項： 総合相談(電話、カウンセリング)、法律相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書コーナーの運営) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 登録団体活動発表会、女性会館利用者トークサロン) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 協働講座の実施) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項：) ○ 10. その他(主な事項：)					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 しずおか女性の会、静岡市しみず女性の会、ゆい女性の会、静岡市女性団体連絡会 2. 無	加盟団体数	55
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無	会 員 数	3,000
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容： 講演会、防災講座等の実施)			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

1. 担当者連絡会議の開催	}
2. 市区町村職員研修会の開催	
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催	
4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 :	
7. その他 (内 容 :	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施	}
2. 研修受講職員の男女比を配慮	
3. その他 (内 容 :	

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	112,476	111,611	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.03 %	0.03 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

項目の設定	
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定
(5)	その他(内容:

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
	⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		○
	12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	しずおか女子きらっ☆ブランド認定(12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	静岡市多様な人材の活躍応援事業所表彰(3~11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	静岡市女性活躍推進協議会
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	2	1. 有 問17-1 名称
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	定期の場合 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画情報誌pas a pas(パ・ザ・パ)の発行	男女共同参画の推進に関する情報の発信	年1回発行	12月予定
・ 中学生用副読本の作成、配布	中学生を対象として男女共同参画啓発用副読本を作成し、市内中学校及び希望する国・県・市立中学校に配布	市内中学校46校	令和5年7月配付
2. 表彰 ・ しずおか女子きらっ☆ブランド認定事業	女性により企画・開発された商品を「しずおか女子きらっ☆ブランド認定商品」として認定し、女性活躍の好事例として市HP等にてPRする。	4社以上	(募集)令和5年8月25日まで (認定)令和5年11月 (表彰)令和6年1月予定
3. 講座 ・ 学校出前講座	小学校、中学校向け出前講座	小学校6校、中学校18校	令和5年6月から令和6年3月
・ 男性電話相談員養成講座	男性電話相談員を養成するため	30人	令和5年9月～11月予定
4. 相談事業 ・ 女性のための総合相談	相談内容: 家族関係、夫婦問題、その他人間関係など女性の悩みに関する相談 相談方法: 電話(054-248-1234)		①毎週火・水・金曜日 9:00～13:00、 14:00～17:00 ②毎週木曜日 14:00～20:00 ③毎週土曜日 10:00～13:00
・ 女性のための法律相談	相談内容: 女性をとりまく法律問題に関する弁護士相談 相談方法: 面談(予約制)		毎月第1土曜日、第3木曜日 14:00～17:00(1回30分)
・ メンズほっとライン静岡(男性電話相談)	相談内容: 男性の悩みを対象にした相談 相談方法: 電話(054-274-0105)		毎月第2、4火曜日 19:00～21:00
・ にじいろ電話相談	相談内容: セクシュアリティや性別の違和などに関する相談 相談方法: 電話(054-248-2216)		毎月第2土曜日 14:00～17:00
・ 女性のための就職・転職・キャリア相談	相談内容: 40代以下の女性を対象に、就職・転職に関する相談やキャリアアップに関する相談を女性のキャリアコンサルタント(国家資格)が受ける。 相談方法: 面接(予約制)		第3水、金、土 10:30～11:20、 13:30～14:20
・ 女性相談プラットフォーム運営事業	・ 困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性会館ほかに開設。		偶数月第4土曜日等 10:00～16:00 奇数月第1水曜日、第4火曜日等 10:00～13:00(4月～2月)
・ にじいろ個別相談	セクシュアリティや性別違和などの悩みについて、面談により個別に相談に応じる。 相談方法: 面談(予約制)		随時
5. 情報収集・提供 ・ 図書コーナー運営	男女共同参画に関する図書、情報資料等の収集及び提供		9:00～19:00(第2、4月曜日、年末年始(12月28日～1月4日)を除く)
6. 苦情処理 ・ 静岡市男女共同参画審議会	静岡市が行う施策の中で、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものがあるとき		随時
7. 交流促進 ・ 施設利用者懇談会の開催	利用者懇談会(トークサロン)		不定期

8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ .			
9. 国際交流・海外派遣事業 .			
10. 調査研究 .			
11. その他 ・ DV被害者対応研修	DVをテーマにした職員研修の開催	市職員約50名	令和5年9月予定
・ LGBTQ研修(所属長)	LGBTQをテーマにした所属長研修の開催	新所属長約50人	令和5年6月
・ ジェンダー平等と性の多様性(全職員)	ジェンダー平等と性の多様性についての基礎知識の習得のための職員研修の開催	市職員約50名約6000人	令和5年6月～7月
・ 静岡市男女共同参画審議会	計画の進捗管理・評価、市長への諮問・答申等を行う	男女共同参画審議会委員15名	令和5年6月～12月(4回)予定
・ 静岡市女性活躍推進協議会(しずおか女子きらっ☆応援会議)	行政・経済団体等による官民連携会議。しずおか女子きらっ☆プロジェクトの進捗管理と事業検討を行う。	協議会委員14名+事務局5名程度	令和5年7月(1回)
・ LGBTQ研修(職員)	LGBTQをテーマにした職員研修の開催	男女共同参画推進員、窓口対応職員約60人	令和5年12月予定
・ 指定管理関係事務	静岡市女性会館の管理運営業務について専門性を有する指定管理者に行わせ、指導や助言、また事業評価等を行う		通年
・ 地域女性団体活動推進事業	①地域女性活躍推進交付金 ②地域女性団体活動推進事業委託	①1団体 ②3団体	①1回/年 ②令和5年6月～令和6年1月に各種講座等を開催
・ 静岡市男女共同参画専門相談員	相談内容:性別による差別で人権が侵害された場合 相談方法:電話(053-221-1349)		毎週月～金曜日 8:30～17:15
・ 性の多様性研修(学校)	性の多様性をテーマにした教頭向け研修の開催	市立小中学校教頭他135名	令和5年7月
・ 性の多様性研修(こども園)	性の多様性をテーマにしたこども園園長先生向け研修の開催	こども園・待機児童園 園長 55名	令和5年8月予定
・ 性の多様性企業向けセミナー	LGBTQをテーマにした企業向けセミナーの開催	企業・事業所の経営者・管理部門又は関心のある方 30名	令和5年12月予定
・ にじいろカフェ	当事者やその家族が気軽にお茶しながらおしゃべりできる交流会		原則毎週第4日曜日13:30～16:00

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	静岡市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1
規 則 名	静岡市議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条 議員は、公務、疾病、自己又は配偶者の出産、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由のため欠席するとき(次項の規定により欠席届を提出している場合を除く。)は、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員が自己の出産により一定期間欠席するときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()		2

規則名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	
議会の欠席事由として、明記した規定の有無		
	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産		1
育児		1
家族の看護		1
家族の介護		1
疾病		1
その他		2
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()	
規則名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	2
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	2
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規則名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) ()
計画、指針名	静岡市地域防災計画
該当部分の規定	市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内における連絡調整を行い、また、市女性会館が地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画センター(市女性会館)の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

調査時点コード:

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦)()

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	45	4	8.9	
	市町村防災会議(委員のみ)	44	4	9.1	
2	民生委員推薦会	14	3	21.4	
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	2	14.3	
4	地方社会福祉審議会				
5	土地利用審査会	6	2	33.3	
6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関				
7	公害健康被害認定審査会				
8	地方港湾審議会				
9	土地区画整理審議会				
10	建築審査会	7	3	42.9	
11	開発審査会	7	3	42.9	
12	市町村都市計画審議会	20	2	10.0	
13	介護認定審査会	221	75	33.9	
14	精神医療審査会	18	4	22.2	
15	市町村国民保護協議会	34	3	8.8	
16	地方独立行政法人評価委員会	6	1	16.7	
17	感染症診査協議会	5	2	40.0	
18	市街地再開発審査会				
19	障害支援区分審査会	35	15	42.9	
20	児童福祉審議会				
21	行政不服審査会	5	2	40.0	
22	静岡市健康福祉審議会 民生委員審査専門分科会	7	3	42.9	
23	静岡市健康福祉審議会 身体障害者専門分科会	5	3	60.0	
24	静岡小児慢性特定しつぎ疾病審査会	3	0	0.0	
25	静岡市指定難病審査会	30	0	0.0	
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
合 計		482	127	26.3	
女性委員0の審議会数		2			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	19	5	26.3	
6	固定資産評価審査委員会	12	4	33.3	
合 計		47	14	29.8	
女性委員0の委員会数		0			